



山形県公報

平成18年10月10日(火)

号 外 (38)

目 次

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例.....	(税 政 課) ... 2
山形県市町村振興資金特別会計条例の一部を改正する条例.....	(市 町 村 課) ... 同
山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例.....	(長 寿 社 会 課) ... 同
山形県認定こども園の認定の基準に関する条例.....	(児 童 家 庭 課) ... 3
国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例.....	(農 村 計 画 課) ... 5
学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例.....	(教 育 庁) ... 同

本号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第51号) (税政課)

法人等の県民税の法人税割の税率の特例措置の適用期限を平成24年1月31日まで延長することとした。

山形県市町村振興資金特別会計条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (市町村課)
市町村振興資金の貸付けの対象に広域連合等を加えることとした。

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (長寿社会課)

1 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正に伴い、山形県国民健康保険調整交付金の対象となる費用の種類を変更することとした。

2 その他

(1) この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県国民健康保険調整交付金交付条例の規定は、平成18年度分の山形県国民健康保険調整交付金から適用することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)

山形県認定こども園の認定の基準に関する条例 (県条例第54号) (児童家庭課)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、認定こども園の認定に関し必要な基準を定めることとした。(第1条関係)

2 次に掲げる事項について、認定の基準を定めることとした。(第3条及び別表関係)

- (1) 保育に従事する者の配置等
- (2) 保育に従事する者の資格
- (3) 建物及びその附属設備等の設置
- (4) 認定こども園の園舎等の面積
- (5) 教育及び保育の内容
- (6) 保育に従事する者の資質の向上

(7) 管理運営等

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第55号）（農村計画課）

- 1 負担金徴収の対象となる国営土地改良事業として国営米沢平野二期土地改良事業を追加し、その負担割合を300分の31とすることとした。
- 2 その他規定の整備を行うこととした。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（県条例第56号）（教育庁）

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 その他
 - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項関係）

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第51号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「平成19年1月31日」を「平成24年1月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県市町村振興資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第52号

山形県市町村振興資金特別会計条例の一部を改正する条例

山形県市町村振興資金特別会計条例（昭和39年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一部事務組合」を「組合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第53号

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例

山形県国民健康保険調整交付金交付条例（平成17年10月県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項第1号の規定は、平成18年度分の山

形県国民健康保険調整交付金から適用する。

- 2 市町村が健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第53条の特定療養費を支給したときは、当該支給に要した費用の額は、改正後の第2条第2項第1号の規定にかかわらず、山形県国民健康保険調整交付金の算定の基礎となる額に含むものとする。

山形県認定こども園の認定の基準に関する条例をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第54号

山形県認定こども園の認定の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、認定こども園の認定に関し必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（認定こども園の認定の基準）

第3条 法第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

1 保育に従事する者の配置等

(1) 1人の認定こども園の長を置くこと。

(2) 認定こども園に置く保育に従事する者（子どもの教育及び保育を行う者をいう。以下同じ。）の人数は、次に掲げるとおりであること。ただし、子どもが認定こども園を利用する時間内においては2人を下回らないこと。

イ 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上

ロ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上

ハ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上

ニ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

(3) 認定こども園を1日に4時間程度利用する子ども及び1日に8時間程度利用する子ども（以下「長時間利用児」という。）に共通する4時間程度の時間においては、満3歳以上の子どもについて知事が別に定めるところにより学級を編制し、1学級につき1人以上の保育に従事する者に担当させること。

2 保育に従事する者の資格

(1) 満3歳に満たない子どもの保育を行う者は、保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する者をいう。以下同じ。）であること。

(2) 満3歳以上の子どもの教育及び保育を行う者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する普通免許状又は臨時免許状をいう。以下同じ。）を有する者又は保育士であること。

(3) 前号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の教育及び保育を行う者は、知事が別に定める場合を除き、保育士であること。

(4) 第2号の規定にかかわらず、前項第3号の規定により学級を担当する保育に従事する者は、知事が別に定める場合を除き、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。

3 建物及びその附属設備等の設置

- (1) 法第3条第2項の幼稚園及び保育所等については、知事が別に定める場合を除き、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の又は隣接する敷地内にあること。
- (2) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（知事が別に定める場合にあっては、屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。）及び調理室（知事が別に定める場合にあっては、調理室を調理のための加熱、保存等の機能を有する設備に代えることができる。）を設けること。
- (3) 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、前号に掲げるもののほか、乳児室又はほふく室を設けること。

4 認定こども園の園舎等の面積

- (1) 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備等の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備等の面積を除く。）は、知事が別に定める場合を除き、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

- (2) 前項第2号の保育室又は遊戯室の面積は、知事が別に定める場合を除き、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (3) 前項第2号の屋外遊戯場の面積は、知事が別に定める場合を除き、次に掲げる要件のいずれも満たすこと。
- イ 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上
- ロ 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に満2歳以上満3歳に満たない子どもについてイにより算定した面積を加えた面積以上

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- (4) 前項第3号の乳児室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (5) 前項第3号のほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

5 教育及び保育の内容

教育及び保育の内容について、知事が別に定めるところにより全体的な計画及び指導計画を作成し、これらを実施すること。

6 保育に従事する者の資質の向上

保育に従事する者の資質の向上を図るための研修計画を作成し、これを実施すること。

7 管理運営等

- (1) 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、家庭の状況等を考慮して定めること。

- (2) 開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等を考慮して定めること。
- (3) 児童の福祉等の観点から特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、これらの子どもの受入れに適切に配慮すること。
- (4) 非常災害、犯罪等から子どもを保護する体制及び事故等が発生した場合における補償の体制を整備していること。
- (5) 教育、保育等の内容について、子どもの視点に立った自己評価、外部評価等を行い、その結果を公表すること。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第55号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（国営最上川中流土地改良事業（昭和46年度から昭和61年度まで事業実施分）につき当該国営土地改良事業の施行期間中に係る利息があるときは、その額に42分の19を乗じて得た額を加えた額）」を削る。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表区分の欄中「（平成15年度以降事業実施分）」を削り、同表中

国営泉田川土地改良事業	100分の18		を
国営最上川中流土地改良事業 （昭和46年度から昭和61年度まで事業実施分）	100分の19	年6.5パーセント（指定日前事業費額に応ずるものに係る部分については年5パーセント）	
国営米沢平野二期土地改良事業			に
国営泉田川土地改良事業	100分の18		

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋藤 弘

山形県条例第56号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

（山形県建築基準条例の一部改正）

第3条 山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「盲学校、ろう学校、養護学校及びこれら」を「特別支援学校及びこれ」に改める。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「、盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

（山形県県立学校設置条例の一部改正）

第4条 山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、本則第2号を次のように改める。

(2) 特別支援学校

名 称	位 置
山形県立山形盲学校	上山市
山形県立山形聾学校	山形市
山形県立酒田聾学校	酒田市
山形県立山形養護学校	山形市
山形県立米沢養護学校	米沢市
山形県立ゆきわり養護学校	上山市
山形県立鶴岡養護学校	鶴岡市
山形県立新庄養護学校	新庄市
山形県立上山高等養護学校	上山市
山形県立鶴岡高等養護学校	鶴岡市

本則第3号及び第4号を削る。

（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

第5条 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（山形県高等学校奨学金貸与条例の一部改正）

第6条 山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第2条第4号イ中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に盲学校、聾学校又は養護学校の中学部における第1学年又は第2学年に在学した者に対する第6条の規定による改正後の山形県高等学校奨学金貸与条例第2条第4号の規定の適用については、同号イ中「中学部」とあるのは、「中学部並びに学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾学校及び養護学校の中学部」とする。